

# 經濟論叢

第七十卷 第五號

- 
- 外國爲替の純粹理論 (1) …………… 阿 部 統 (1)
- ボンド過剰とドル不足 …………… 小野 一 郎 (18)
- 1910~14 年に於ける英國勞働運動の性格  
…………… 眞 藤 素 一 (44)
- 

(昭和二十七年十一月)

京都大學經濟學會

# 一九一〇—一四年に於ける英國勞働運動の性格

眞 藤 素 一

## 目 次

はしがき

第一章 一九一〇—一四年の英國勞働運動史上に占める地位

第二章 一九一〇—一四年におけるストライキ

第一節 ストライキの原因及び結果

(1) 炭坑夫 (2) 鐵道従業員 (3) 運輸勞働者

第二節 總 括

第三章 指導者と rank and file との對立

第一節 指導者の「保守性」

第二節 rank and file の「急進性」

第三節 指導者と rank and file との對立の性格規定、結論

はしがき

一九一〇—一四年は英國労働者階級がその労働運動史上空前の規模と激烈さを以て闘争した時期である。通常この時期はサンヂカリズムが英國に導入せられてその労働運動と實質的な連關を持つた時と稱されている。周知のようにサンヂカリズムは革命的イデオロギーであるが故に、之が影響を受けたといわれる當時の労働者階級の激烈な闘争の性格規定、更に云えばこの闘争が革命的—資本主義の止揚を目指したものであつたか否かということが當然問題となる。故にこの時代の闘争の性格規定が第一の課題をなす。この課題を當時の闘争に於ける特徴的形態を析出し、之が性格規定を行うという方法によつて解決することにする。次に闘争の性格規定の物質的基礎の検討之が第二の課題をなす。以上二点が小論の課題をなす。

## 第一章 一九一〇—一四年の英國労働運動史上に占める地位

十九世紀最初の三分の一期以後第一次大戦迄の英國労働運動史は大別して、(一)一八三六—一八五〇—一九〇九年、(二)一九一〇—一四年の三期に分れる。

先ず(一)は所謂チャーチスト運動期でそれは一八三二年の改革法から排除された労働者階級が普通選挙権その他の要求を繞る闘争—参政権を繞る政治闘争に主力を注いだ時期であり、その要求實現の爲にゼネストその他の實力行使に訴えたが、それ等は飽く迄合法運動の限界を守つて行われた時期であると規定し得る。

次に(二)を支配したのは階級調和のイデオロギーであり、資本主義社會に對する労働者階級の積極的な適應である。このことから當然推測できるようにこの時期の労働運動は全く經濟主義的なものであつて政治闘争に對する志向は全く或は殆んどなかつたと云つても過言ではない。然もこの經濟主義たるやその限界内に於てさえストライキ

等の實力行使による勞働諸案件の改善よりも、寧ろ妥協による改善を志向し實踐したものである。故に(三)はストライキに訴えるよりも調停と仲裁に訴える經濟主義の時期と規定し得る。勿論後述の如くこの時期に入るや直ちに右のようなイデオロギーが勞働運動界を支配したのではなく、一八七〇年代迄はその準備期、それ以後が實踐期と考えられる。

以上の規定中政治闘争が全く或は殆んど無かつたという点に關し、一九〇〇年以後の勞働黨をあげて反論されるかもしれない。然しながら當時の勞働黨は未だ社會主義政黨たることすら明示して居らず、新自由主義の原則に立つて所謂社會政策立法を推進した自由黨の驥尾に附し後塵を拜していたにすぎない。然もこの社會政策は右に規定した如き階級調和のイデオロギーに立ち、調停と仲裁による經濟主義の補強としての意味しか持つていながつた。従つて右の規定は成立し得ると考ふる。

註 (1) 勞働黨が社會主義政黨たることを明示したのは一九一八年の黨規約改正に於てであり次のように規定している。

“(a) To secure for the producers by hand or by brain the full fruits of their industry, and the most equitable distribution thereof that may be possible, upon the basis of the common ownership of the means of production and the best obtainable system of popular administration and control of each industry and service ; (e) Generally to promote the Political, Social, and Economic Emancipation of the People, and more particularly of those who depend directly upon their own exertions by hand or by brain for the means of life.” (G. H. D. Cole : A History of the Labor party from 1914 p.72)

(2) Trade Dispute Act (1906), Trade Boards Act (1908), Coal Mines Regulation (8 Hours) Act (1908), National Insurance Act (1911), Trade Union Act (1913) 等々をその例とす。(S. and B. Webb: The History of Trade Unionism

第 一 表

年次	各年に 始つた スト 件数	同 人 参 加 数	同 日 延 数
1904	355	87,208	1,484,220
5	358	93,503	2,470,189
6	486	217,773	3,028,816
7	601	147,498	2,162,151
8	399	295,507	10,834,189
9	436	300,819	2,773,986
1910	531	515,165	9,894,831
11	903	961,980	10,319,591
12	857	1,463,281	40,914,675
13	1,497	688,925	11,630,732

(Board of Trade ; Report on  
Strikes and Lock-outs in 1913.  
Px)

P. 475)

次に(三)は労働者階級が十九世紀後半以後の長期のスラン  
プから脱却してストライキの波が全英國を襲つた深刻な「勞  
働不安 (Labor Unrest)」期である。この時期の状況に關して  
は、次の統計が何よりも雄辯に之を物語るのである。

然らばその闘争の性格は如何なるものであつたか？ 果し  
てそれは革命的な闘争であつたか？

第二章 一九一〇—一四年に於けるストライキ

ここでは「労働不安」期の指導勢力であり且サンチカリズムの影響が最も強力であつたといわれる炭坑夫・鐵道  
従業員・運輸労働者について分析を行い、そこに於ける特徴的形態を析出することに主力を注ぐ。

第一節 ストライキの原因及び結果

(1) 炭坑夫

「労働不安」期は炭坑夫の闘争により開始された。八時間労働法の成立と共にノーザンバールランド及びダーラム

一九一〇—一四年に於ける英國労働運動の性格

第七十卷

三三三

第五號

四七

の資本家は協會の承諾の下に三交替制を採用、一九一〇年一月一日から實施された。然るに一般組合員 (rank and file) は之に反對し兩地方の三分の一以上の勞働者がストに入つた。協會の指導者達及び大英坑夫聯合會の再三のスト中止勸告にも拘らず之を拒否して續行されたが、協會から何等の援助も得られず遂に四月に至つて中止された。從來この地方は全英國の坑夫中「右翼であり勞働貴族の地位にあつた」が、その彼等が指導者の勸告を無視し之と對立的立場に立つてストを行つたことはこの時期の特異性の前兆をなす。

註 (1) 一九〇八年に成立した Coal Mines Regulation Act。特別の職權を除き坑内夫の勞働時間を八時間に制限すること等を規定。 (Lord Asquith : Industrial problems and Disputes p. 155—156)

(2) Association。炭坑夫の組合は Pit Lodge→County or District Association→(Federation)→the M.F.G.B. となつて来た (G.D.H. Cole : Labor in the Coal Mining Industry p. 3)

(3) 二月一五日協會執行委員會がスト中止を要求したが拒否、續いて大英坑夫連合會の執行委員参加の下に協會執行委員會を開きスト中止勸告を行つたが之も拒否。R. スマイリーその他の大英坑夫連合會の幹部は協定に従うべきことを強硬に主張 (Lord Asquith : Ibid, p. 135)

(4) Th. Rohstein : From Chartism to Labourism P. 303

續いて同年九月サウス・ウエールズに火の手が上つた。坑夫の賃銀は當時一定の標準プラス $\frac{5}{100}$ なる一種の出來高拂制によつて居り、その額は地方により相異はあつたものの地方毎に決定され、個々の資本家の恣意によつては如何ともし難いものであつた。唯一の例外は所謂 “abnormal place”<sup>(4)</sup> 勞働者で彼等の賃銀は個々の資本家により決せられていた。九月一日以後サウス・ウエールズを襲つたストはこの “abnormal place” を繞つてであり、この地方の大會社「ゲムブリアン聯合」所有の一炭坑の “abnormal place” 勞働者が會社の賃銀率を拒否した爲該炭

抗が閉鎖されたことに始まる。之は漸次擴大し遂には同會社の全炭坑の労働者一万二千人が同情ストに入った。彼の要求は“abnormal place”労働者への最低賃銀制の保障であつた。當時「サウス・ウエールズ坑夫聯合會」は労働者の要求支持派とオニオン、ブレス、リチャーズ等を中心とする聯合會指導者等の現状維持派とに分れ、後者の勢力が強かつた爲労働者の要求はサウス・ウエールズのゼネストは拒否された。十二月に入るや労働者は熟練労働者八志・不熟練労働者五志の具体的な最低賃銀要求を掲げ、聯合會指導者も支持するに至つた。翌一一年二月大英坑夫聯合會は調査團を派遣したが、彼等は「全英炭坑のゼネスト」を要求するスト労働者に迎えられる空しく引上げざるを得なかつた。五月に入るや大英坑夫聯合會は會社側賃銀率を認める聲明を發し、六月には從來支給していたスト資金を停止した。この爲資金缺乏に悩みながらも七月迄續行され、遂に八月一日中止の止むなきに至つた。

(5) 團休協約により過去の一定時の賃銀水準を「標準」として採用していた。即ちノーザンバールランド・ダーラム・カンバールランド・サウスウエールズは一八七九年がその他のイングランド及びスコットランドの大多數では一八八八年が「標準」とされてきた。之にプラスするものは勞資同數の代表及び一名の中立委員長より成る該地方の調停機關により決定。(C. Watney and J. A. Little: Industrial Warfare P. 129)

(6) “abnormal place”とは鑛層が薄く所、粉末性の石炭が多い所、坑道支持に餘分の木材を要する所等を意味し、之等は労働の生産性を小ならしめる爲出來高拂制の下ではここに働く労働者は不利、その上彼等は資本家と個々に交渉しなければならなかつた。成程彼等に手當が支給されていたのは事実であるが、之も資本家の恣意により決せられていた。(S. and B. Webb: *Ibid.* P. 513—514) (George Dangerfield, *The Strange Death of Liberal England* P. 285—287)

ストに破れたサウス・ウエールズの坑夫は全英炭坑に代表を派遣して、“abnormal place”労働者に最低賃銀

を」の宣傳を行い、更に代表は大英坑夫聯合會に於て要求貫徹の爲のゼネスト決行を主張した。その結果「最低賃銀要求はサウス・ウエールズのみならず全英炭坑で公然と主張されるに至つた」かかる状態に押されて大英坑夫聯合會の指導者達は一九二一年九月“abnormal place”労働者への最低賃銀を要求する覺書を資本家側に手交した。十月には更に前進して單に“abnormal place”のみならず全英炭坑夫への地方別最低賃銀要求を提出し、之を大英坑夫聯合會と資本家の全國組織「大英石炭聯合會」との間で交渉することを提案したが、資本家側は地方別交渉を主張して譲らず大英坑夫聯合會が讓歩して地方別交渉へ移つたが、遂に之も行き詰つた。この段階に於てサウス・ウエールズはゼネストを主張し、十二月下旬のゼネストを繞る全英炭坑夫の一般投票は壓倒的多數でスト支持を表明した。一二年に入るや、サウス・ウエールズに「坑夫の次の手段」と題するパンフレットが流布された。之は(1)産業別組合主義による大英坑夫聯合會の編成替(2)パール・ストの實行(3)最低賃銀・労働時間の短縮(4)労働者による炭坑業の運営等を謳歌し、サンヂカリストの論理を表明したものであつた。地方大英坑夫聯合會の指導者達は二月初旬所謂「五志二志」要求と稱せられる最後の要求を資本家側に提出したが、後者は地方別最低賃銀問題から更に一歩後退して“abnormal place”問題のみを取扱ふことを提議し事實上要求を拒否した。にも拘らず大英坑夫聯合會の指導者達は妥協への意志を公然と表明し、政府が介入するや直ちに之に應じた。政府調停案に對し指導者達は同意し資本家側は拒否した。かくて指導者達は遂にスト指令を發し、三月一日ゼネスト開始、參加労働者約百万。政府は再度の調停失敗後、「最低賃銀法案」を議會に提出し、三月二九日可決成立した。大英坑夫聯合會の指導者達はこの法律が労働者の「五志二志」要求にマッチしないにも拘らず、之が支持を決定しスト中止を一般投票に問うた。その結果四万三千票の差で續行の意志が表明されたが、「ゼネストは三分の二以上の賛成を要す」と



の決議に従い中止を指令した。

註 (5) Arthur D. Lewis : *Syndicalism and the General Strike* P. 181

(6) George Dangerfield : *Ibid.*, P. 246—247

(7) Lord Askwith : *Ibid.*, p. 205

(8) 内容は (1) 地方別最低賃銀 (2) 大人の最低賃銀一交替五志 (3) 少年の最低賃銀一ロ二志 (Lord Askwith : *Ibid.*, P. 208)

(9) 聲明は「全坑内夫に対する最低賃銀原則を資本家が拒否したことを遺憾とする。之れが認められる迄現在の争点は解決しなす……併しながら若し資本家が欲するならば吾々は此の問題の論議を何時でも応ずる用意がある」と述べている。

(Lord Askwith : *Ibid.*, P. 209)

(10) 最低賃銀要求を支持し之を地方別に交渉するところの旨の内容 (G. D. H. Cole : *A short History of the British Working Class Movement 1789—1947* P. 341)

(11) 之は 'to prescribe as a minimum for each individual miner a wage based on the standard wage fixed on by collective bargaining between the district owners' and miners' Association' を任務とする最低賃銀局の設置を規定している。(G. D. H. Cole : *Ibid.*, P. 343)

(12) 之は一九二一年十二月二日の執行委員会で決議された。(Lord Askwith : *Ibid.*, P. 217)

以上の検討を通じ炭坑労働者階級には相対抗する二つの陣營があつたことを看取し得る。

即ち一方にはサウス・ウェールズの労働者を中心とする rank and file。この rank and file が遂に二二年のゼネストを激發するに至つた。他方には大英坑夫聯合會の指導者達。彼等は凡ゆる手段によつてスト回避に努め、それが rank and file の斷乎たる態度と資本家側の強硬な態度とはさまれて、失敗に歸するや、rank and file の

意志及び利益を無視してストを中止せしめた。

一九一三年に入ると新組合主義の原則に立つ非組合員問題を繞るストが頻發した。即ち同年に起つたスト七件中大件はこの問題を繞つてであり、それは勞働者の勝利に歸した。

註 (5) Board of Trade : Report on Strikes and Lock-outs in 1913. P. 88—93

## (2) 鐵道從業員

一九〇七年の鐵道協定は勞働組合の非公認・調停機構の複雑性・調停項目を勞働時間に限る等勞働者に極めて不利であつた。他方資本家は機構の複雑性を利用して調停中の問題解決の遷延に努め、又公正なるべき仲裁者の判決は勞働者に不利な点が多く、該協定に對する不満は勞働者間に充満してゐた。他方勞働者の生活水準は低下して居り、鐵道産業は一觸即發の雰圍氣に包まれていた。サンデカリスト・マンはリヴァプール地域で宣傳活動を行つていたが鬪争の口火を切つたのは實にこの地域の勞働者である。即ち一九一一年八月五日「ランカシャー・ヨークシャー鐵道」のリヴァプール地域の勞働者は調停機關の判決を不満としてストに入り、マンチェスターその他の地域の勞働者が之に續いた。然も彼等は中央の組合指導者の認可も得ず自主的に鬪争に入つたのであり、全鐵道勞働者のゼネストを要求し、各地域の廣汎な勞働者に支持された。かかる状態に直面して組合指導者達も蹶起し「The Amalgamated Society of Railway Servants」を中心とする四組合の執行委員は會合して最後通牒を資本家側に手交した。政府は事の重大性に驚き介入して一案を提出したが、資本家側が拒否した爲組合指導者達も拒否の態度に出、遂に八月一七日ゼネスト開始、參加勞働者二〇万。從來組合非公認の態度をとつていた資本家側も遂に

屈し、政府の斡旋により指導者と會合し、政府任命の王立委員會が報告を提出する迄という期限付協定が成立した。ストは中止された。委員會の調査報告は十月一日に提出された。指導者達は資本家側との同報告の検討を提議したが、資本家側は再び組合非公認の立場に歸つて拒否した。指導者達は止むなく報告容認かスト再開かを組合員の一般投票に問うた。その結果は十二月五日に判明する筈であつたが、「大多數が第二の問題に賛成投票することは全く確實であつた。」然るに指導者達は十一月二日「勞資代表の折衝」の必要性を強調した下院の決議案（勞働黨代表提出）が可決され資本家側が彼等との會談を承認するや直ちに之に應じ、その結果「中央調停機關を排し職權毎の調停機關に議長を置きその判決は決定權を持つ」(一) 組合は公認されないが組合役員は書記として調停機關に入り得る等の如き不満足な協定に應じ鬭争を終結せしめた。

註 (1) 一九〇七年 The "Amalgamated Society of Railway Servants" を中心とする諸組合がセネストを企圖した時、

政府の介入によりストを回避して組合と資本家側との間に締結されたもので、調停機關の設置その構成・權限等を規定した (G. D. H. Cole and R. P. Arnot : Trade Unionism on the Railways. P. 21)

(2) Cole and Arnot : Ibid., P. 22

(3) 彼等の一人當り週平均賃銀は一九〇七年の二五志一〇片に対し一〇年は二五志九片に低下していた (Board of Trade : Report on changes in Rates of Wages and Hours of Labour in the United Kingdom in 1909 P. 32. Board of Trade Ibid., 1911 P. 11)

(4) Cole and Arnot : Ibid., P. 22

(5) 「種々な職權に影響を與えている等点を解決する爲の基礎の交渉の爲に組合代表と會談すること。若し之が容れられない時は今日要求されているセネストに應ずる他はないであらうが」その内容 (Lord Asquith, Ibid., P. 160)

(6) 「調停機構の修正の爲に王立委員會を任命する」というのがその内容 (G. D. H. Cole : A short History of the British Working Class Movement 1789—1947 P. 335)

(7) 「ストの即時中止、スト労働者の完全復職」がその内容 (Cole and Arnott : Ibid., P. 22)

(8) 「調停速度を速める、仲裁的要素の強化」がその内容 (Cole and Arnott : Ibid., P. 23)

(6) Lord Askwith : Ibid., P. 168

一九一二年から一四年に亘つて組合指導者達の反對を無視して地域的同情ストが頻發した。之等は (一) 一九一三年のダブリンのストに對する同情ストと (二) ノックス・ストとに、<sup>(註)</sup> 即ち他産業の労働者に對する同情ストと自組合の労働者に對する同情ストとの二類型に分け得る。

以上の検討を通じ、鐵道従業員に於ても指導者と rank and file との對立があつたことを看取し得る。ゼネストの場合に例をとれば、ストライキは rank and file が激發し、指導者達はその早期終結の爲政府・議會の調停を歡迎し、rank and file の意志を無視してストを中止せしめている。

又指導者の反對を無視して起つた rank and file による地域的同情ストもその證左である。

註 (6) Cole and Arnott : Ibid., P. 33

### (3) 運輸労働者

一九一〇年夏「全國海員及び火夫組合」は調停機關の設置・最低賃銀等の全國的要求項目を作成して、「船主聯合會」との交渉を要求した。然るに資本家側は從來からの組合非公認の原則に立ち之を拒否した爲、翌一一年六月サザンプトンの労働者がストに入り、グール及びハルの労働者が之に續き、資本側のスト破りの雇傭を以てする對

抗策は他の労働者の反感を買い、*ドール*及び*ハル*その他の他方の *dockers* が同情ストに入った。<sup>1)</sup>「海員及び火夫組合」のストは漸次全国的規模に發展した爲、資本家も遂に屈して多くの点に於て譲歩を行いストは終了した。然るに最初同情ストに出發した *dockers* は次等に彼等の要求を明確化し、*マンチエスター*・*リヴァープール*地域の *dockers* もストに入ったが政府の調停により七月九日を以て一應ストは終結したかに見えた。然るに打ち續くストの波に刺戟されたロンドンの *dockers* はストを以て賃上げを要求し、續いて *Stevadores, Gas Workers, Carmen, Coal-porters, Tug-enginemmen, Grain-porters*, その他が夫々要求を掲げてストに入り全ロンドン港はその機能を停止した。<sup>2)</sup>ここに於て全國運輸労働者聯合会の指導者達も遂に激起し、之等全職種の労働者の要求が貫徹される迄ストを續行する旨宣言した。八月八日政府は資本家側の譲歩を要請し労働者の勝利に歸した。

註 (1) 彼等は物価・利潤の上昇にも拘らず、依然として賃銀が据置のままであることを對し不満を持っていた、之が同情ストの眞因である。(George Dangerfield: *Ibid.*, P. 249)

(2) 要求は "a rise from 6d. to 8d. per hour, with 1s. per hour for overtime" であつた。(S. and B. Webb: *Ibid.*, P. 509)

(3) このストが如何に完全に行われたかをオプザーヴァー紙は「ドックは全くその機能を停止した、スト労働者はピケットを張る必要はなかつた、何故ならその対象となる労働者が居なかつたからだ」と報導している。(Lord Asquith: *Ibid.*, P. 501)

一九二一年一月クライド地域の *dockers* が賃上を要求し指導者達は資本家と交渉を開始して協定に達した。然るに *rank and file* はこの協定を拒否してストに入った。資本家の要請により政府が介入し指導者達との間に交渉

が行われたが、rank and file に押されて激化した指導者達は資本家側の提案を拒否し、全國運輸勞働者聯合會に代表を派遣してゼネストを要求した。

然るに聯合會指導者は之に應ぜず、逆に代表を派遣して、政府・資本家代表及びスト地域の指導者と會し、rank and file が拒否した協定を確認してストを絡結せしめた。續いて二月マンチェスターで dockers のストが起つたが孤立して闘争した爲失敗に終つた。このような各地域の rank and file のストに對する聯合會指導者の傍觀者的態度は後に大きな禍を齊らした。デヴォンボート卿を中心とするロンドン港の資本家側は前年の協定實行に積極的でなかつた上に聯合會非公認の態度を示した。之に憤激して先づ五月二二日 lightermen と watermen 續いて dockers がストに入つた。聯合會自体の存否に係る問題であつた爲、聯合會指導者も今度はリーグシップをとり二三日以後には全ロンドン港の機能は停止した。政府は直ちに調停に乗り出したが、資本家側の強硬な態度の爲成功せず、指導者は遂に各地域の rank and file の彼等に對する不滿及び運輸勞働者聯合會が聯合會であるという現實を無視してその傘下の全勞働者にゼネストを要請した。然し之は成功する筈もなく、ロンドンを除いては僅かの勞働者が參加したのみであつた。七月二日の議會の決議も資本家側を軟化し得ず遂に二七日敗北を以て終了した。

註 (4) 彼等はスト終結後の交渉、及び連合會非公認を主張 (Lord Asquith: Ibid, P. 225)

(5) 勞働黨提出の決議で内容は「下院は爭議解決の目的を以て資本家及び勞働組合代表が會談することを便宜なりと思ふ事」といふであつた (Lord Asquith: Ibid, P. 227—228)

以上の検討を通じ、運輸勞働者に於ても指導者と rank and file との對立があつたことが看取される。ストライキは常に rank and file より起され、組合指導者は之に對し傍觀者的態度をとり、遂に彼等が立ち上つた時には大

多数の rank and file は、その指揮に服することを拒否した。

## 第二節 總括

「労働不安」期の指導的勢力であり且サンヂカリズムの影響が最も強いと稱される炭坑夫・鐵道従業員・運輸労働者の、この時期における労働運動の以上のような検討から抽出される特徴的形態は、保守的な指導者と急進的な rank and file との對立である。而もこの對立は單に之等三大勢力に於てのみならず、個々の特殊の例外はあるにせよ廣く労働者階級全体を通じて見られる事實である。以下一・二の事實を擧げて之が例證としたい。

(例一) 造船部門。ニューキヤツスル及び北東部の造船所を一九〇九年春から襲つた機械工その他の労働者による一連の自然發生的ストライキ。

労働者は調停及び仲裁による争点の解決という從來の慣習を破つてストに入つたばかりでなく「多くの場合に於て彼等自身の指導者及び委員會に反抗する行爲」を含み、ストは指導者達の妥協による解決勸告を無視して續けられ、造船資本家とその部門二六組合との間に締結された協定により終結した。併しながら rank and file の不満は解消されず、協定締結の十二月から翌一〇年八月迄更に二八回に上る自然發生的ストが起つた。

(例二) 造船部門。クライド及びタインの造船所の汽罐工は地方調停委員會の賃銀決定を不満としてストに入つた。組合指導者達は一九〇九年の協定違反としてスト承認を拒否し、何等の支持も与えなかつた。一九一〇年九月資本家側は全汽罐工のロツク・アウトを發表。組合指導者達は資本家側と交渉すべき全權を要求したが rank and file は之を拒否し、協定に到達した場合にはその可否は rank and file の一般投票によつて決するといふ條件付で特別交渉委員を任命するといふ舉に出た。而も從來汽罐工は「平和的方法の最も斷乎たる主張者であり、内部的規律・指導者に対する尊敬・組合資金等に於て模範的労働組合員であつた」。

(例三) 建築部門。一九一四年一月ロンドンの建築組合員がロツク・アウトに逢い、闘争は長期且困難を極めた。而も「事

態はストに入つた rank and file と彼等の指導者との間の不信の爲一層惡化した<sup>(5)</sup>。

註 (1) Th. Rohstein : Ibid, P. 302

(2) Th. Rohstein : Ibid, P. 303

(3) Th. Rohstein ; Ibid, P. 305. G. D. H. Cole : A short History of the British Working Class Movement 1789—1947 P. 320

(4) Th. Rohstein : Ibid, P. 306

(5) G. D. H. Cole and R. Postgate : The British People 1746—1946 P. 417

さて小論の論点の一半は、「勞働不安」期の闘争が革命的であつたか否かという点にあり、之が解決の爲同期の激烈なストライキを取上げ、そこに於ける特徴的形態を抽出するという方法を採用した。而してその特徴的形態として抽出されたのが保守的な指導者と急進的な rank and file との對立であつた。従つて當然問題は次のように展開する。即ち右のような相對抗する指導者と rank and file との對抗性はサンチカリズムに由來するものであつたか否かということ。相對抗する二大勢力の何れか一方がサンチカリズムなる革命的イデオロギーを自己のイデオロギーとして奉ずることによりこの對抗性が生じてきたのか否かということ。この問題に解答することによつてのみ小論の論点は終局的に解答を與えられる。

### 第三章 指導者と rank and file との對立

前章末に於ける問題は保守的な指導者と急進的な rank and file との對立の持つ意味——この對立の性格規定を行



うことによつてのみ解答し得る。即ち所謂相對抗する「保守的」及び「急進的」とはこの場合何を意味するのであるかということ、換言すれば之等二つの言葉の内容的意味規定を英國勞働運動史に即しつゝ歴史的に規定することによつてのみ解答し得る。

### 第一節 指導者の「保守性」

十九世紀後半以後勞働運動界を支配したイデオロギーが階級調和のそれであつたことは既述の通りである。一八七一年迄「The Amalgamated Society of Carpenters and Joiners」の指導者たり且勞働運動界最大の指導者の一人であつたロバート・アツブレガースは既に早く一八六六年、彼の所屬組合員への一パンフレットの中で勞働組合の合法性獲得の爲團結の必要を強調した後「法律の保護と更にそれ以後數年の經驗を経た後、吾々は勞働運動史上に一新紀元を劃し、僱傭者達の全面的信頼を獲得し、勞資間の見解の相違を仲裁に訴えることにより、出来る限りの支出と心勞から吾々の組合を解放することが出来るであらうことを信じて疑はぬ」と述べている。ここに見られるのは勞資協調、階級調和のイデオロギー以外の何物でもない。而してこの階級調和のイデオロギトが英國勞働運動を支配するに至つたのは一八七〇年代初期と考えられ、一八六七年シェフィールドの勞働者達が僅か三〇年前チャーチストがその爲に血を流して戦つた選挙權獲得後の最初の選挙に於てノッタンガムの資本家マンデラ氏を推薦したことがその指標をなす。さてこのような階級調和のイデオロギーは實は、英國中産階級就中ビーズリイ教授、フレデック・ハリソン、ロイド・ジョーンズ、ソロルド・ロジャース等の社會改良主義者・小ブルジョア急進主義者・キリスト敎社會主義者達により唱えられたものであつたことは論者の指摘する所である。即ち彼等は勞資兩階級の橋渡しの役割を果した。更にこの階級調和のイデオロギーの育成に當つて注意すべきは一八七五年乃至八

○年代に源を發する自由主義の新自由主義への變質の果した役割である。その代表的イデオログはJ・S・ミル及びT・H・グリーンであり、彼等は所謂レッセ・フェニールを放棄して勞資兩階級の調和の爲この間に國家權力の介入の余地を認めたのであり、彼等の説く新自由主義は政治的にはグラッドストーンに率いられる自由黨によつて實踐された所である。

註 (1) Th. Rothstein: *Ibid.*, P. 192

(2) 河合榮治郎「英國勞働黨のイデオロギー」五三頁

さて階級調和は勞働運動に於て具體的には經濟主義として、而もストライキ等の實力行使による經濟要求の貫徹ではなくして妥協による即ち調停と仲裁による經濟主義となつて現われた。既に早く一八六〇年代にマンデラ氏は自己の企業内に於て勞働者との争点を調停によつて解決する方法をとつていた。然しながら之は當時に於ても画期的なことであつて一般的には寧ろ資本家階級は勞働者階級のチャーチズムから右のような經濟主義への移行を利用して追撃を加えた。之が六〇年代のストライキとなつて現われたのであるが、やがて彼等も勞働者階級の新しいイデオロギーが自己の利益であることを悟り、一八七一年の「勞働組合法」及び七五年の「兵謀及び財産保護法」成立後は次第にマンデラ氏の掣に倣うに至り、既に七二年には「使用者及び勞働者調停法」が公布された。特に九三年綿業に於てブルックランド協定に従つて調停機關が設置されるや、各種重要産業に於て調停機關又は仲裁機關が設置された。更に自由黨政府は一九〇七年鐵道争議に介入して、争議予防とその解決の爲に調停機關の設置を勸告し、翌八年には仲裁機關のメンバー及び調停機關の中立議長の選任權を勞資双方から委任されるに至つた。ストライキではなく調停と仲裁による經濟主義、之が十九世紀五〇年代以降約半世紀以上に亘つて英國を支配した勞働運

(第四表)

Years	Number of Disputes Settled by Board
1898	762
99	678
1900	611
1	708
2	704
3	799
4	650
5	839

一九一〇—一四年に於ける英國労働運動の性格

第七十卷

三三七

第五號

六一

(Th. Rothstein ;  
From Chartism  
to Labourism  
P. 209)

(第二表)

Years	Number of Disputes	Work-people involved	Number of working days lost
1893	613	643,301	30,467,765
94	929	325,248	9,529,010
95	745	263,123	5,724,670
96	926	198,190	3,746,368
97	864	230,267	10,345,523
98	711	253,907	15,289,478
99	719	180,217	2,516,416
1900	648	188,538	3,152,694
1	642	179,546	4,142,287
2	442	256,667	3,479,255
3	387	116,901	2,338,668
4	355	87,206	1,484,220
5	358	93,503	2,470,189

- (1) 他産業のストにより失業した労働者を含む。
- (2) 労働者數 10 人以下又はスト期間 1 日以下を除く
- (3) Th. Rothstein ; From Chartism to Labourism P 204

(第三表)

Years	Number of Disputes	Number of Working people involved			Number of Working days lost
		Directly	In-directly	Total	
1910	531	385,058	130,080	515,165	9,894,831
11	903	831,104	130,876	961,780	10,319,591
12	857	1,233,016	230,265	1,463,281	40,914,675
13	1,497	516,037	172,888	688,925	11,630,732

(Board of Trade ; Report on Strikes and Lock-outs  
in 1913 s. x)

動であり、このことは次の統計(第二表)が最も雄辯に物語っている。

此の表と一九一〇—一三年に關する次の統計(第三表)とを比較せられたい。

更に調停機關により解決された争議件數に關する第四表と前掲第二表とを比較せられたい。階級調和のイデオロギイを之以上雄辯に物語るものが他にあらうか？

註(3) 一八七一年の法律によつて労働組合は法的保護下に置かれた。ユールは「No Union could be regarded as criminal because 'in restraint of trade', any union whose rules were not criminal be registered, registration gave protection to the firms without (it seemed) enabling a union to be used at law or interfering in its internal affairs.' (G. D. H. Cole and R. Postgate : The British people 1746—1946 P. 334) 一八七五年の法律は労働者の契約違反が生産及び財産の損害を惹起したと認められる場合、政府はその労働者に罰金を課し、或は投獄する権限を持つことを規定してゐた。(Coal and Postgate : Ibid., P. 335—336)

(4) 各地方に仲裁機關を設ける他、勞資間の自發的協定を認め、この協定を合法的契約と認めることを規定 (Warney and Little : Ibid., P. 267—268)

(5) Th. Rothstein : Ibid., P. 208

労働運動に於ける經濟主義の實踐はその爲の組織たる労働組合に之に適合した性格を賦與した。このことは次の統計(第五表)が示している。

即ち労働組合は労働者の闘争組織ではなくして友愛會となつた。而も當時の組合は熟練労働者中心の職業別組合であり、その組織率は一八九二年に於て全労働者の僅か一一%に過ぎなかつた。従つて組合員は英國労働者階級中労働貴族的地位を占めたが、嚴密な意味における労働貴族は勿論組合指導者達で、その例はR・アッブレガース、

(第五表) (%)

Years	Disputes Benefits	Unemployed Benefits	Other Benefits	Working and Miscellaneous Benefits
1898	22.1	15.9	41.1	20.9
99	9.6	14.8	49.5	26.1
1900	10.6	17.9	46.6	24.9
1	12.8	19.8	43.9	23.5
2	12.1	23.9	41.6	22.4
3	9.0	26.9	41.3	22.8
4	6.1	31.9	41.3	20.7
1905	10.2	25.4	43.7	20.7

(Board of Trade ; Report on Trade Unions in 1905—1907 P.xii—xiv)

炭坑等の労働者が組織をなした。(H. M. Croome and R. J. Hammond ; The Economy of Britain P. 280—284)

(7) 同年における全労働者数一四〇〇万に對し組織労働者は僅か一五〇万 (Th. Rothstein ; Ibid., P. 213)

(8) Th. Rothstein ; Ibid., P. 192—194)

(9) パーミンガム同盟一八九一年金屬製造業者間に締結された價格制限カルテル。協定遵守の方法として資本家は労働組合員のみを雇出し、労働組合は協定に違反した資本家から労働者を引上げることを採用。労働組合がカルテル維持の手段となつてゐる。労働者は代償として高賃銀と調停機關の設置を獲得した。(Croome and Hammond ; Ibid., P. 267)

かくの如く階級調和のイデオロギー及び之から結果するストライキではなくして調停と仲裁による經濟主義は十

B・ピッカード、R・ナイト、R・ベル、D・シャツクルトン及びパーミンガム同盟を支持した金屬組合の指導者達等々であつて、彼等こそ階級調和のイデオロギーの最も熱烈な信奉者であり、ストライキではなくして調停と仲裁による經濟主義の實踐的指導者であつた。

註 (6) 最初のこの種組合は一八五一年に設立された「The Amalgamated Society of Engineers」であり之は階級調和のイデオロギーを最もよく實踐した。之は當時労働組合の「新しい見本」と迄云われ、やがてこの線に沿つて鉄鋼・綿業・建築・

九世紀後半期以後半世紀以上に亙つて英國勞働運動を支配した。

さて本節の論点は「勞働不安」期における組合指導者達の「保守性」の内容的意味規定にあつた。

之を解決する爲次のような例を掲げる。

(例1) G・H・D・ユールは云う。「勞働組合及び社會主義者協會の旧指導者達は深い敵意を抱いていた。R・マクドナルドは反サンデカリズムの爲に一書を著し、P・スノーデンはその著「生活賃銀」を社會變革の手段としてのストライキの無益さを実證することから始めている。「合同運動」の推進によつて聲高に非難された組合の指導者達は勞働組合運動に對する、離間と叛逆に關する主張を以て応えた」。(傍点筆者)

(例2) 勞働黨の指導者P・スノーデンは云う。「勞働者の不満はある場合には組合執行部が縮結した協定に對する叛逆として、又非公認ストとして現われた。かかる行爲が若し屢屢繰返されたならばそれは團體協約及び勞働組合主義それ自体を破壊する。執行部の權威が維持されなければ執行部はその地位に止まることが出来ない。産業別組合主義を熱心に主張した少數の人々(サンデカリスト—筆者)の異常な努力にも拘らず、産業争議における調停の概念は過去に於て發達してきた。若し國民所得に於て勞働者がより大なる權利を持つことが一般的に認識され得るならば、調停なる方法はその目的達成に最も受諾し得るものたる事が證明されるであらう」。

(例3) A・クレイは云う。「勞働組合の旧指導者達は勞働者の眞の利益は雇傭主達のそれと結合していることを熟知していた」。

(例4) A・レーザインは云う。「ある大組合の書記長はその思想・風彩共に全く小企業主のそれに似ているようだ。彼はその時間の大部分を地方支部がストに入るのを阻止することに努めていると云つても過言ではない」。

ここに見られるのは十九世紀的イデオロギーのその儘の踏襲である。今や組合指導者達の「保守性」の内容的意味規定は明白である。即ち云う所の「保守性」とは十九世紀後半期の英國勞働運動を支配した階級調和のイデオロギーであり、それから結果する勞働運動のストライキ抜ききの經濟主義Ⅱ調停と仲裁による經濟主義への極限化、之に他ならない。

(第六表)

Years	Gross Money Wages	Net Money Wages
1900	100	100
1	99	98
2	98	96
3	97	95
4	97	93
5	97	95
6	99	98
7	102	101
8	102	96
1909	100	95

Jürgen Kuczynski ;  
Labor Conditions in  
Western Europe 1820  
—1935 p. 71—73

(第七表)

小賣物價指數		卸賣物價指數	
年次	23 品目	年次	45 品目
1900	100.0	1905	97.6
1	100.4	6	100.8
2	101.0	7	106.0
3	102.8	8	103.0
4	102.4	9	104.1
5	102.8	1910	108.8
6	102.0		
7	105.0		
8	107.5		
9	107.6		
1910	109.4		

- (1) 1900年=100  
(2) Th. Rothstein : From Char-  
tism to Labourism p. 298—  
299

先ず rank and file の急進化の原因の析出から始める。世紀の轉換以後労働者階級の生活水準は如何に變化した  
のであろうか？

第二節 Rank and file の「急進性」

- 註 ③ G. D. H. Cole : A short History of the British Working Class Movement 1787—1947, p. 236  
④ Lord Asquith : Ibid., p. 145—147  
⑤ Sir Arthur Clay : Syndicalism and Labour p. 93  
⑥ Arthur D. Lewis : Ibid., p. 174—175

第六表によれば名目賃銀は一九〇〇年以後下落乃至停滞傾向を示している。他方物價は一九〇〇年以來上昇を續

(第八表)

Years	Net real wages per full-time weeks	Net real wages per Unemployed Workers	Cost of Living
1900	100	100	100
1	107	106	93
2	98	97	100
3	97	95	101
4	96	93	101
5	96	94	101
6	98	97	101
7	99	97	104
8	97	92	105
9	96	90	105
1910	95	93	106

Jürgen Kuczynski ; Labour Conditions in Western Europe 1820—1935 p. 71—73

害も第十表の如く増加しそれは又勞働強化の強行を意味する。之等総ては何を物語るか？ それは勞働者階級の窮乏化に他ならない。所で十九世紀後半以後二十世紀初頭に至る英國勞働運動を支配したのは階級調和のイデオロギ一及び之から結果するストライキ抜ききの經濟主義・調停と仲裁による經濟主義であつたことは前節で論證した所である。併しながら階級調和のイデオロギ一は假令それが如何に美しきものとして説かれようと、既述の如き窮乏化の現實を隠蔽することは出来ないし、この現實の前には何等の價值をも持ち得ない。自らの窮乏化を身を以て體驗した rank and file が勞働貴族化した組合指導者達によつて説かれる階級調和のイデオロギ一及びストライキ抜き

(第九表)

年次	失業者 (%)
1900	2.5
1	3.3
2	4.4
3	4.7
4	6.0
5	5.0
6	3.6
7	3.7
8	7.8
1909	7.7

(1) 但し之は勞働組合員のみ  
 (2) Th. Rothstein ; From Chartism to Labourism p. 240

け、例えば勞働者階級が消費する二三品目の小賣物價指數は一〇年には九%以上騰貴している。之を反映して勞働者の實質賃銀は下落し續け、生計費は上昇し續けている。勞働者階級の生活水準は世紀の轉換と共に十九世紀後半以來の向上から一轉して急激な下落に向つた。他方失業は、増加し續け、一九〇〇年に比し九年は五%以上増加している。更に勞働災



第 十 一 表

Years	1904		1905		1906		1907		1908		1909		1910
	%												
Wages	32,783	58.1	38,737	57.3	87,933	55.7	56,058	55.7	175,889	78.5	42,028	24.7	76,474
Hours of Labor	1,970	3.5	3,145	6.1	7,086	4.5	2,080	2.1	8,377	3.7	87,367	51.3	91,927
Employment of particular classes or persons §	6,081	10.9	6,408	9.5	4,734	3.0	13,699	13.6	11,078	4.9	13,492	7.9	114,793
working Arrangements & c.	7,601	13.5	5,546	8.2	6,536	4.1	11,802	11.7	12,467	5.6	8,892	5.2	62,207
Frado Unionism※	7,925	14.1	9,377	13.9	50,750	32.1	16,439	16.3	12,218	7.6	12,935	7.6	32,777
Other Classes	20	0.01	4,440	6.6	833	0.6	650	0.6	3,940	3.3	5,544	3.3	6,907
Total	56,380	100.0	67,653	100.0	157,872	100.0	100,728	100.0	223,969	100.0	170,258	100.0	385,085

(1) § reinstatement of discharged workers, objection to certain official sets

(2) ※ non-unionist question はこの中には入る

(3) Work-people directly involved のみ

(4) Board of Trade's Report on Strikes and Lock-outs in 1913 s. xvi

第 十 一 表

1906	1907		1908		1909		1910		1911		1912		1913	
3 55.7	56,058	55.7	175,889	78.5	42,028	24.7	76,474	19.9	383,215	46.1	1,020,420	82.8	283,146	54.9
3 4.5	2,080	2.1	8,377	3.7	87,367	51.3	91,927	23.9	13,161	1.6	8,961	0.7	13,688	2.7
1 3.0	13,699	13.6	11,078	4.9	13,492	7.9	114,793	29.8	32,639	3.9	34,985	2.8	53,714	10.4
3 4.1	11,802	11.7	12,467	5.6	8,892	5.2	62,207	16.2	68,009	8.2	42,068	3.4	20,159	3.9
1 32.1	16,439	16.3	12,218	7.6	12,935	7.6	32,777	8.5	327,588	39.4	120,924	9.8	120,470	23.3
3 0.6	650	0.6	3,940	3.3	5,544	3.3	6,907	1.7	6,492	0.8	5,658	0.5	24,860	4.8
2 100.0	100,728	100.0	223,969	100.0	170,258	100.0	385,085	100.0	831,104	100.0	1,233,016	100.0	516,037	100.0

§ reinstatement of discharged workers, objection to certain officialsetc.

※ non-unionist question はこの中には入る

Work-people directly involved のみ

Board of Trade; Report on Strikes and Lock-outs in 1913 s. xvi

(第十表)

Years	Total No of Accidents		No. of Accidents in Factories and Workshops		No. of Accidents in the Mines		No. of Accidents on the Railways	
	Fatal	Non-Fatal	Fatal	Non-Fatal	Fatal	Non-Fatal	Fatal	Non-Fatal
1900	4,753	104,303	816	68,456	1,012	4,434	631	15,698
1	4,622	107,286	782	72,709	1,101	4,004	565	14,740
2	4,516	112,128	851	77,692	1,024	3,745	485	13,858
3	4,154	115,564	752	79,107	1,072	3,822	497	14,356
4	3,985	115,515	728	79,289	1,055	3,754	448	14,561
5	4,268	122,386	780	99,546	1,159	3,646	437	14,355
6	4,369	135,693	804	110,788	1,142	3,839	483	16,256
7	4,453	156,278	852	123,146	1,245	5,892	509	21,514
8	4,154	158,356	767	121,112	1,308	5,860	432	24,181
1909	4,133	154,357	700	116,554	1,453	5,859	372	24,095

Th. Rothstein ; From Chartism to Labourism p. 242

の經濟主義・調停と仲裁による經濟主義に信を措かなくなつても何等異とするに足りないし、寧ろ當然の歸結と考へらるべきである。ここにこそ rank and file の急進化の究極の原因が求めらるべきである。然らば所謂「急進化」の内容は？次の統計が明確に之を示す。

第十一表によればストライキの原因中賃銀及び労働時間の比率は一九一〇―一三年に於て平均五八・二%と壓倒的地位を占めている。之は rank and file の闘争の性格が經濟主義的であつたことを示す。即ち rank and file は窮乏化から結果する生活の破綻から自らを救う爲實力行使ストライキに立ち上つたのであるが、その闘争は依然として經濟主義的であつた。今や rank and file の「急進性」の内容的意味規定は明白である。即ち所謂「急進性」とは階級調和のイデオロギーに對する不信及び之から結果したストライキによる經濟主義、之に他ならぬ。

### 第三節 指導者と rank and file との對立の

性格規定。結論

第二章末の問題は相對抗する指導者と rank and file との對抗性はサンチカリズムに由來するか否かということであつた。而してこの問題の解決を保守的な指導者と急進的な rank and file との對立の性格規定、即ち所謂「保守性」及び「急進性」の内容的意味規定を行うという方法に求めて分析を進めてきた。故に指導者と rank and file との對立の性格規定は次のようになる。即ち指導者に於ける十九世紀的階級調和のイデオロギー及び之から結果する勞働運動のストライキ抜ききの經濟主義、調停と仲裁による經濟主義と rank and file における階級調和のイデオロギーに對する不信及び之から結果した勞働運動のストライキによる經濟主義との對立。對立の性格がこのように把握される時、そこにおける對立は同一の目的、經濟主義に到達する手段の相違、ストによるか或は之を抛棄して調停と仲裁によるかに歸着し、サンチカリズムに由るとは規定し得ない。故に資本主義の止揚、革命を意圖するイデオロギー、サンチカリズムは英國勞働者階級を把握し之を革命化することに失敗したと云い得る。このことは先に分析した「勞働不安」期のストライキに關し實證し得る所である。

運輸勞働者に於てはストの原因は調停機關の設置、最低賃銀制の確立、賃上げ等々であつた。

鐵道從業員に於ては一九〇七年の鐵道協定の結果勞働時間を對象として設置された調停機關を繞る問題がその原因であつた。最も戰闘的であつた炭坑夫の場合に於てもその原因となつたサンチカリストの政策、地方別最低賃銀要求はサンチカリズム、革命的イデオロギーから必然的に出てくるものではなく、寧ろ逆に英國サンチカリストの十九世紀的勞働運動の性格に對する妥協の產物であると規定し得る。このようにストライキの原因は總て革命的ではなく、經濟主義によつて貫ぬかれて居り、それ故にこそ妥協を本質とする組合指導者達の策略が功を奏したのであり、ストライキに次ぐストライキを以てし最後に資本主義体制の止揚、暴力革命を目指せずストを決行しよう

とするサンチカリストの政策はこの「勞働不安」期に於て最大のエネルギーを示した三大勞働者階級に於てさえ失敗に歸したと云わねばならぬ。成程炭坑夫における非組合員問題を繞るスト・鐵道従業員における同情ストの頻發は、單なる經濟主義的闘争の域を越えたものがあつたことを示してはいるが、前掲第十一表の「勞働組合主義」の頭を總てこの問題に起因するストとして把握したにせよ、最大の%を占める一九一一年に於てさえ僅かに三九・四%にしからざり、従つてそれはこの時代に於ては未だ萌芽的であつて、勞働運動の大勢を支配するには至らなかつた。更に又この問題を繞るストは既に一九〇四年頃から起つて居りサンチカリズムに由來するとは考へ得ない。かくて「勞働不安」期の闘争は經濟主義的闘争であり革命的なそれではなかつたと規定し得る。

〔附記一〕(1) 十九世紀後半以降半世紀以上に亘り調停と仲裁による經濟主義が存続し得た物質的基礎 (2) 一九〇一—三三年の闘争が經濟主義的であつて革命化し得なかつた物質的基礎。以上二点の分析は紙數の關係上割愛せざるを得なかつた。

### 本號執筆者紹介

阿部 統 京都大學助教

小野 一郎 京都大學助手

眞藤 素一 京都大學特別奨學生